

くらしの安全・安心のために、  
 消費者契約法を改正しよう！

# あなたの経験大募集！

2016年5月、改正消費者契約法が成立しました。消費者被害の救済の道が一部広がりましたが、高齢化や情報化の進展の中で、まだ不十分な面が残されています。

そこで、さらなる改正を求めるべく、全国消費者団体連絡会では、消費者被害の事例を募集することにしました。裏面の事例も参考に、あなたやご家族、知人、友人の経験を送ってください。ご協力よろしくお願いいたします。

事例を教えてください！

## ～どのような被害にありましたか？～

(該当するものに○をつけて下さい。)

どこで	店舗で	訪問販売で	電話勧誘で	インターネット販売で	その他				
いつ頃のことでですか？	最近(半年くらい前)	1年位前	2～3年前	わからない					
何について、どのような契約でしたか？ (簡単に概要をお書き下さい)	★記入の仕方は裏面の事例を参考にして下さい。								
この契約の全体額は いくらくらいですか？	円		既に支払をした金額は いくらですか？	円					
今回の事例について、 あなたのご意見、 ご要望をお書き下さい。									
この経験をされた方について	年代	10・20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	
	性別	男性		女性					
	お住まいの地域	(都・道・府・県)							

※書ける範囲でお書き下さい。(1枚に1事例でお願いします。)

※お寄せいただいた経験・ご意見は、消費者契約法改正検討の際、事例として資料等で活用・公表させていただく場合があります。よろしくお願いいたします。

**提出先** (一社) 全国消費者団体連絡会

**提出方法**

- ① FAX 03-5216-6036
- ② 郵送 〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6階  
 (一社) 全国消費者団体連絡会 宛 郵送料はご負担願います。
- ③ QRコードからウェブ入力できます。



くらしの安全・安心のために、消費者契約法を改正しよう!

## こんな契約、取り消したい!

### 事例1

お盆に実家に帰ったら、認知症の疑いのある母親が電話勧誘で「健康食品」を5万円分も購入してしまっていた。



### 事例2

街で若い男性から声をかけられ商品購入を勧誘された。断っても断ってもつきまってくるので、困って契約してしまっただ。



### 事例3

一人暮らしで70歳の父の自宅に商品購入を勧誘する電話があった。断っても断っても電話がかかってきて、しつこく勧誘するので、困った父が契約してしまっただ。

### 事例5

「先祖の霊がたたっている」「子供に不幸が起こる」等と言われ、怖くなって勧められた壺や数珠を購入してしまっただ。

### 事例7

スポーツクラブの機械の整備不良で大けがをしたが、「損害賠償の上限は金10万円とします」という会員規約を理由に、10万円以上の損害賠償をしてもらえない。

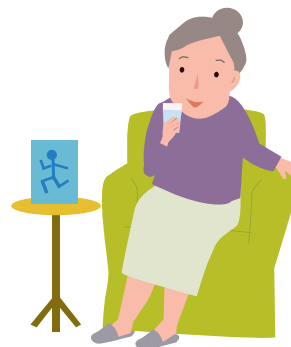


### 事例4

パソコンの画面に「パソコンが脅威にさらされている」といった警告画面がたくさん出た。怖くなって「推奨するセキュリティソフト」を購入してしまっただ。

### 事例6

足腰が弱い母がインターネット通販の広告を信用して足腰の痛みにも効くという健康食品を購入して飲み始めた。かかりつけの医者から処方された医薬品はいらなくなると言っていたが、容態に変化はなく、健康食品が効いているのかどうか知らない。



※上記のような事例は、現在の消費者契約法では、必ずしも救済の対象にならないと考えられています。